

## ○豊中市廃棄物減量等推進員設置要綱

実施	平成 5.10.30
沿革	平成 11. 4. 1 改定
	平成 11. 4.12 改定
	平成 13. 4. 1 改定
	平成 15. 4. 1 改定
	平成 23. 4. 1 改定
	平成 25. 6. 1 改定
	平成 27. 4. 1 改定
	平成 27. 6. 1 改定
	平成 29. 4. 1 改定

### (目的)

第1条 市は、地域に密着したごみの減量、再資源化を推進するため、廃棄物減量等推進員（以下「推進員」という）を置く。

### (職務)

第2条 推進員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) ごみの減量、再資源化並びに環境美化の推進に関する活動。
- (2) 市が主催する研修会等への参加。
- (3) 一般廃棄物減量と資源化のための施策への協力及び参画。
- (4) その他、ごみの減量、再資源化の推進に関すること。

### (推進員の選任)

第3条 推進員は、自治会等から推薦された者並びに市の行う推進員の募集に応募した者で、ごみの減量及び再資源化等に関して深い関心と理解を持ち、その職務を行うのに必要な熱意と能力を有すると認められる者を市長が委嘱する。

### (任期)

第4条 推進員の任期は3年とする。ただし、推進員に欠員が生じた場合の補欠の推進員の任期は前任者の残任期間とする。

2 推進員は再任されることができる。

### (解任)

第5条 市長は、推進員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解嘱することができる。

- (1) 市外へ転出したとき。
- (2) その他特に市長が解嘱する必要があると認めたとき。

### (謝金)

第6条 市長は、第2条に規定する職務を遂行した推進員に対し、1回あたりの活動につき、謝金500円を支給する。

### (庶務)

第7条 推進員に関する事務は、環境部家庭ごみ事業課において行う。

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進員に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成5年10月30日から実施する。
- 2 この要綱を実施後最初の委嘱される推進員の任期については、第5条の規定に関わらず平成7年3月31日までとする。

**附 則**

- 1 この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から実施する。

**附 則**

- 1 この要綱は、平成 11 年 4 月 12 日から実施する。

**附 則**

- 1 この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から実施する。

**附 則**

- 1 この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から実施する。

**附 則**

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

**附 則**

- 1 この要綱は、平成 25 年 6 月 1 日から実施する。

**附 則**

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

**附 則**

- 1 この要綱は、平成 27 年 6 月 1 日から実施する。

**附 則**

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。